

配置技術者の取扱いについて

建設工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者については、以下のとおりとします。

1 配置要件

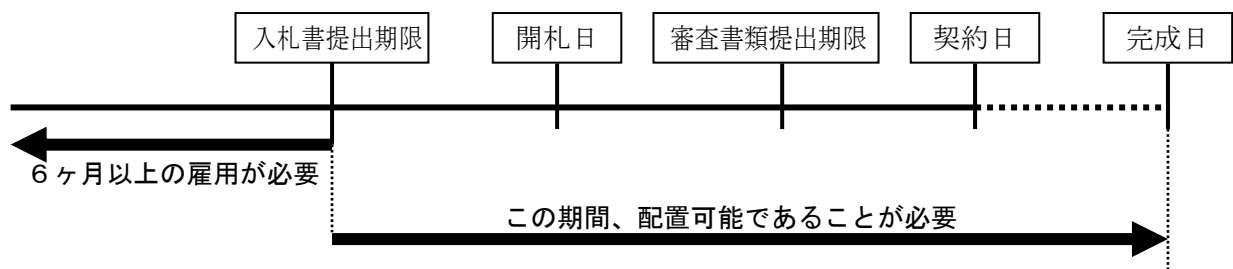
(1) 入札書提出期限の日以前 6 ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

雇用証明となるもの	採用日の確認項目
健康保険被保険者証	資格取得年月日
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	被保険者となった年月日
全国土木建築国民健康保険組合の被保険者証	資格取得日
上記以外の場合(次の①～⑤の書類全て) ① 国民健康保険者証の写し(運転免許証でも可) ② 源泉徴収票の写し ③ 技術者雇用証明書(別紙様式) ④ 給与支払状況が確認できる書類の写し ⑤ 出勤状況が確認できる書類の写し ※ ④と⑤は、入札書提出期限の日以前 6 ヶ月以上の書類が必要です。	技術者雇用証明書に記載の採用年月日

(2) 他の工事に従事していないこと。

※ 現場専任を要しない工事において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が 2,500 万円(建築一式工事のみの場合は 5,000 万円)未満の場合に限り 3 件まで兼任を認めます。ただし、兼任する工事の契約金額が全て 500 万円未満である場合は、適用しません。

(緊急災害復旧工事等の合理的な理由がある場合は、制限を緩和することがあります。)



【注意】他の工事に従事している場合は、入札書提出期限の日までに課内検査が終了していること。

(3) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者でないこと。

※ ただし、契約金額 2,500 万円(建築工事は 5,000 万円)未満の工事等、専任を要しない工事に主任技術者として配置しようとする場合は認める。

(4) 発注公告で示された技術者資格等の要件を満たしていること。

2 入札参加資格と配置技術者の関係

(1) 入札参加資格確認申請書提出時に配置予定技術者として届け出た現場代理人、主任技術者及び監理技術者以外の者を契約時に配置することはできない。

(2) 配置予定技術者は複数名届け出ることができ、その中で上記 1 の全ての配置要件を満たす者がいれば、入札参加資格を認める。

また、届け出た配置予定技術者の中で、契約日前日までに上記 1 の全て配置要件を満たすことになった者についても、契約時に現場配置することは可能である。

(注) 総合評価落札方式の場合は、複数名を届け出ることができない。

(3) 工場製作を含む工事の場合、「監理技術者制度運用マニュアル(平成 16 年 3 月 1 日)」に基づき取り扱うこととする。詳細は、「工場製作を伴う工事の技術者について」を参照のこと。

3 現場配置技術者の変更

「監理技術者制度運用マニュアル(平成 16 年 3 月 1 日)」に基づき、工期途中での配置技術者の変更は原則として認めない。

ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由により変更しようとする場合は、監督員が認めた場合に限り例外的に認める。

※ 「現場代理人等変更届」は、診断書等の証明資料を添えて監督員に提出すること。

4 現場代理人の常駐義務の緩和について

次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。(契約書第 10 条第 3 項)

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 契約書第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

※ 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできません。

5 現場代理人の兼任について

維持業務（樹木管理、除草）、測量、地質調査については、下記を条件に2件まで兼任を認める。（発注担当課が同一でない場合も兼任可能）

- ◇ 「現場代理人兼任届」を提出すること
- ◇ 作業日が重複しないこと
- ◇ 建設工事との兼任は不可

なお、兼任を希望する場合は「現場代理人兼任届」に所定の事項を記入し、入札参加資格確認申請書（事後審査書類）に添付のうえ提出すること。

ただし、上記に違反していると認められる場合は兼任を取り消すものとする。

6 その他注意事項

- (1) 平成16年3月1日以降に「監理技術者資格者証」の交付(再交付を含む)を受けた監理技術者を配置する場合は、「監理技術者資格者証」の写しの他に、「監理技術者講習修了証」の写しが必要である。
- (2) 桑名市登録技術者名簿に登録の無い技術者は、現場配置することはできない。

別紙

年 月 日

技術者雇用証明書

(あて先) 桑名市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記技術者について、雇用していることを証明します。

記

技術者氏名	
採用年月日	平成 年 月 日

(あて先) 桑名市長

配置予定技術者の手持ち工事状況届出書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

配置予定の主任技術者が専任を要しない他の工事（国又は他の地方公共団体発注の工事を含む。）の技術者となっているため、当該技術者の手持ち工事の状況を下記のとおり届出します。

記

ふりがな			
氏 名			
発注者名	工事名	契約金額	工 期
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで

(注1) この届出書は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請にあたり、専任を要しない他の工事に従事している者を配置予定の主任技術者とする場合に提出すること。

(注2) 「配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者等届出書」に記載した主任技術者の手持ち工事の状況について記載すること。また、複数の者を届出た場合は、それぞれの主任技術者について作成すること。

(注3) 兼任する工事（落札候補となった工事を含む。）の契約金額（落札候補となった工事の契約予定金額を含む。）の合計が2,500万円（建築一式工事のみの場合は5,000万円）未満の場合に限り1人の主任技術者が3件まで兼任することができる。

ただし、兼任する工事の契約金額が全て500万円未満である場合は、適用しません。

平成 年 月 日

現場代理人兼任届

(あて先) 桑名市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記業務委託について、現場代理人の兼任配置を届け出いたします。

記

兼任する 現場代理人		
既 受 注 業 務 委 託	契約番号	
	業務委託名	
	履行場所	桑名市
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	請負金額	
	主任技術者	
兼 任 す る 業 務 委 託	契約番号	
	業務委託名	
	履行場所	桑名市
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	請負金額	
	主任技術者	